

様式第 4 (表)(第 2 条第 2 項関係)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

印

職員の退職手当に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に (1) に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に (3) を被告として(被告を代表する者は (4))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

様式第 4（裏）

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由) (思料される犯罪に係る罰条 :)	
(支払差止処分 of 取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3 に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第 14 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から 6 箇月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第 14 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合	

備考 1 (1) には審査請求をすべき行政庁を、(2) には処分の取消しの申立てをすべき行政庁を、(3) には取消しの訴えの被告とすべき者を、(4) には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。